

おかやま国際音楽祭2017 賑わい創出事業募集要項

Okayama International Music Festival

募集期間：平成29年4月1日（土）～4月28日（金）（必着・郵送可）

【提出先・問い合わせ先】

〒700-0825 岡山市北区田町一丁目8番30号 伊達ビル3階

（公財）岡山市スポーツ・文化振興財団内 おかやま国際音楽祭実行委員会事務局

T E L : 086-232-7811 F A X : 086-234-1205 E-mail: ongaku@pol.oninet.ne.jp

※ 窓口受付は、午前9時15分から午後6時まで。ただし、毎週土曜日・第2日曜日・祝日は除きます。

1. 事業の趣旨

おかやま国際音楽祭（以下、「音楽祭」）では、岡山市が目指している歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまちづくりに寄与するため、以下の基本方針を定め、これに沿って、都市空間を活用し、まちに賑わいと憩いをもたらす音楽事業の企画運営を行う事業者を公募します。

【おかやま国際音楽祭の基本方針】

- ①岡山市の魅力と賑わいを創出し、多様で豊かな地域資源を十分にいかして、様々な交流を通じて新たな文化を創造するとともに、担い手を育て、岡山市らしさを市民が誇りを持って国内外に積極的に発信する都市づくりに寄与します。
- ②岡山市の屋外空間や文化施設等を活用するとともに、誰もが気軽に立ち寄り楽しめる音楽祭として定着を図ります。

2. 募集事業

平成29年9月30日（土）～平成29年10月15日（日）の音楽祭2017開催期間中に、「3. 主催者条件」に該当する者が、岡山市内の街角、公園、歴史資源などの地域資源や未利用の公共施設を活用して行う音楽事業（コンサートなどの音楽を主とした事業、これに関連するワークショップ等）

※ 「第5回岡山市芸術祭企画提案事業」との併用応募（同じ事業での応募）はできません。

※ 上記の期間外に開催される事業でも、審査により優れていると認められた場合は、選定される場合があります。

3. 主催者条件（(1)～(4)すべての条件を満たすこと）

(1) 岡山市内に本社、支社、事務所等の事業活動の拠点を有する団体で、次の①～⑥いずれかに該当すること

① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

※ ただし、地方公共団体が基本金その他これに準ずる資金を出資している法人を除きます。

② 特定非営利活動法人（NPO 法人）

③ 社会福祉法人（社会福祉法で定義される法人）

④ 会社法に基づく株式会社等の営利法人

⑤ 法人格を有しないが、応募時点で次の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

⑥ 複数の団体で構成される実行委員会等で次の要件をすべて満たしている団体

ア 応募時点で実行委員会等が設立されていること

イ 構成団体の中から財政負担及び運営を中心になって担う中核団体を定め、当該中核団体が上記①～⑤のいずれかに該当すること

(2) 音楽祭で企画提案事業、提携事業等で主催した実績がある、又はこれに準ずる事業実績を持つ団体（又は、個人・構成団体が属している）であること

(3) 自ら経理し、責任を持った企画・制作・運営ができること

(4) 人または団体等の役員、または運営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと

4. 応募条件（選定基準）

(1) 「1. 事業の趣旨」に記載した音楽祭の基本方針に沿った、都市空間を活用し、まちに賑わいと憩いをもたらす音楽事業であること

(2) 単なる買い取り公演などではなく、オリジナリティが加味された音楽祭にふさわしい事業であること

(3) 負担金による効果や拡がりを明確に説明できるとともに、その達成が期待できる内容となっていること

(4) 広く一般市民が鑑賞、または参加できるとともに、県外からの集客も見込める事業であること

(5) 主催者の組織体制・財務、実施してきた事業実績などの状況、応募事業の収支予算・事業計画の熟度などに実行性があること

(6) 営利や宣伝のみを目的とする活動、政治的・宗教的な宣伝意図を有する活動でないこと

5. 負担金について

負担金申請額は対象経費（別表参照）に対し充当される額のみとなり、対象経費と対象外経費を合計した額から入場料、協賛金等の収入を控除した額（1万円未満切捨て。上限300万円（消費税及び地方消費税を含む））が負担金額となります。

原則として、負担金の支払いは、事業終了後に実施報告書（様式6）・収支決算書（様式7）を提出していただいた後とします。収支決算書（様式7）の負担金申請額が、負担金交付内定額を下回った場合は、負担金額を決算額に減額します。また、最終的に赤字になった場合でも負担金による補填等はいりません。

6. 主催・共催について

主催は、選定された事業者（以下、「選定事業者」）とし、共催者として音楽祭の全体を主催する『岡山市/おかやま国際音楽祭実行委員会/（公財）岡山市スポーツ・文化振興財団』が入ります。

事業実施会場及び事業実施に際して作成するチラシ・ポスター・パンフレット・看板等には、主催・共催の名前を入れていただくほか、音楽祭ロゴ等の表示、規格を遵守してください。

7. 諸注意事項

- (1) おかやま国際音楽祭実行委員会が示す諸注意事項などを遵守すること。
- (2) 申請書等に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従ってください。負担金の内定決定後に出演者の変更等大きな変更が生じた場合には、負担金交付の取り消しや減額する場合があります。その場合における損害については、主催者が責任を負うこと。
- (3) 事業で生じる利益は、団体及びその構成員の私的な利益・資産形成に供しないこと。
- (4) 企画制作手数料は対象経費に含めるものとし、対象経費の10%以内とすること。
- (5) チケット等により入場者を制限する場合は、音楽祭全体の協賛企業等に対して、入場の配慮（チケットの提供等）をお願いします。
- (6) 事業実施に際しては、事業効果の測定及び今後の事業展開の参考とするためアンケート調査を必ず実施すること。

8. 全体スケジュール

公募から負担金交付までの流れは以下のとおりです。

募 集 期 間	平成29年4月1日（土）～4月28日（金）
ヒアリング・審査・選定	平成29年5月15日（月）
審 査 結 果 の 通 知	平成29年5月17日（水）
承諾書（様式5）並びに広報媒体用の原稿の提出	平成29年5月26日（金）
事 業 実 施	選定事業者は、事業企画書に基づき、事業を円滑に実施してください。なお、必要に応じて、事業の進捗状況について報告を求めます。
実施報告書（様式6）・収支決算書（様式7）の提出	選定事業者は、事業終了後2か月以内に、事業報告書（様式6）、収支決算書（様式7）を提出いただきます。負担金額確定後、負担金を支払います。

9. 提出書類（指定のないものは様式自由ですが、A4サイズで統一）

- ①申請書（様式1） ②収支予算書（様式2） ③申請団体の概要（様式3）
④組織図 ⑤団体規約・役員名簿 ⑥事業企画書 ⑦申請団体等の過去の実績がわかる資料

※ 様式の指定のないものは任意様式ですが、A4サイズで統一してください。

※ 様式1～3は、音楽祭ホームページ (<http://www.city.okayama.jp/oimf>) からダウンロードしてください。

(別表) おかやま国際音楽祭 2017 賑わい創出事業 / 対象・対象外経費表

こちらを必ず参照の上、収支予算書(様式2)をご記入ください。

細目	内訳	
対象経費	会場費	会場使用料及び会場付帯設備使用料、駐車場使用料 等 (※本番および本番に係るゲネプロを対象とします。)
	出演費・謝金	○指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・司会者等出演料 等 ○講師謝金、会場(駐車場)整理謝金、医師・看護師謝金、アルバイト謝金 等
	文芸費・音楽費	○演出料、監修料、振付料、舞台監督料、演出等助手料、音響プラン料、照明プラン料、 舞台美術・衣装等デザイン料、台本料、翻訳料、著作権使用料 等 ○作曲料、編曲料、作詞料、楽器・楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料 等
	舞台費・設営費	○大小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、 音響費、舞台美術費、器材借料、消耗品費(事業に係るもの) 等 ○会場設営費、会場撤去費
	通信・運搬費	案内状送付料、道具運搬費、楽器運搬費 等
	旅費・ケータリング費	○交通費(※本番に係るもののみ、練習や打ち合わせの交通費は含めないでください。) ○宿泊費(※本番の前泊・当日泊のみ) ○出演者・スタッフケータリング(※本番当日の会場内での弁当代など)
	印刷費・宣伝費・記録費	○チラシ印刷費、ポスター印刷費、プログラム印刷費、各種デザイン料、台本印刷費、 楽譜印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費 等 ○広告宣伝費(新聞、雑誌等)、入場券等販売手数料、立看板費、 当該活動の告知用ウェブページ作成料 等 ○録画・録音費、写真費(※当該活動の成果として記録するものに限る)
その他	催事保険料、企画制作手数料(※対象経費の10%以内)	
対象外経費	○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス・ビジネスクラス・グリーン車料金) ○賞品・賞金代 ○その他、対象経費として適当でないと実行委員会が判断したもの 等	

◎収支予算書(様式2)に記入できない経費

- 事務所運営経費の類: 事務所維持費、電話代、消耗品費(事業に係るものは対象)、交際費、
振込手数料、申請団体のホームページ作成・運営費、人件費
- 申請団体の財産になり得る物の購入経費の類: 楽器・楽譜購入、事務機器・什器備品の購入経費
- 練習に係る経費の類: 練習場の借料経費、指導料、トレーナー料等経費
- 会議費・接待費の類: 接待費、レセプション・打ち上げの経費、会食にかかる経費、
取材・企画・制作等の会議費(打ち合わせ)に関する経費
- その他の経費の類: 記念品代、花束代、タクシー代、ガソリン代、マネジメント料、印紙代

◎経費計上の際の注意点

- 承諾書(様式5)の提出以前の経費は計上できません。ただし、本番および本番に係るゲネプロの為の
会場費は除く。
- 通常の練習に係る経費は計上できません。